

用語解説 あ～か

「アジアインフルエンザ」

1957年に中国で流行が始まり世界中に感染が広がった、A/H2N2 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。スペインインフルエンザよりも低い致死率だったが、世界で200万人以上の死者が出たと推定されている。

「医療関係者」

患者等に対する医療の提供を行うために必要があると認めるときに医療の提供を要請できる対象を指す。

1. 医師
2. 歯科医師
3. 薬剤師
4. 保健師
5. 助産師
6. 看護師
7. 准看護師
8. 診療放射線技師
9. 臨床検査技師
10. 臨床工学技士
11. 救急救命士
12. 歯科衛生士

「インフルエンザ」

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）。

「インフルエンザサーベイランス」 →感染症発生動向調査

「疫学調査」

感染症の原因究明と流行状況の把握のため行う、患者や関係者などからの情報収集を含む一連の調査。

「家きん」

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行令では高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を指定。

「感染症病床」

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症の患者を入院させるための病床である。

「感染率」

ある集団の一定期間内における新（規）患者発生数／その期間における平均人口

用語解説 き～さ

「帰国者・接触者外来」

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

「抗インフルエンザウイルス薬（抗ウイルス薬）」

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤である。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。ノイラミニダーゼ阻害剤の抗インフルエンザウイルス薬としては、オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）の他、ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（商品名：イナビル）、ペラミビル水和物（商品名：ラビアクタ）といった薬がある。

「高病原性鳥インフルエンザ」

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザとは別のA型インフルエンザの感染症のこと。鳥インフルエンザの中には高病原性鳥インフルエンザウイルスがあり、家きんに対する病原性の強さによって、強毒タイプと弱毒タイプに分類されている。ニワトリが強毒タイプのウイルスに感染すると、その多くが死亡する。一方、ニワトリが弱毒タイプのウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められており、その感染は、鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入るなど、ヒトの体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染することが報告されている。なお、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

「SARS（重症急性呼吸器症候群）」

2002年11月～2003年8月7日までに世界中で8,422人の患者と916人の死亡者が確認されたSARSコロナウイルスによる感染症。当初は感染症法上の新感染症として位置付けられ、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。その後、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

「サーベイランス」

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況（患者および病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

用語解説 し～す

「指定（地方）公共機関」

特措法第 3 条第 5 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する公益的
事業を営む法人で、国又は都道府県知事が指定するもの。

医薬品又は医療機器の製造又は販売や、電気、ガス、運輸、通信などの公益的事業を営む法人は、
その社会的責務を有しており、他の事業者とは異なり、危機時においてその本来的業務を通じて
特別の社会的責務を果たすことが期待される。

「新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009」

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病
原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、
2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季
節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」とされ
ている。

「新感染症」

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、
既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病に
かかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に
重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

「診療科別重症度別診療体制」

新型インフルエンザ患者の重症度に応じて、小児科、産科、腎透析診療、循環器・呼吸器疾患の
診療科別に「外来診療施設」、「中等症例入院施設」、「重症例入院施設」に分けて対応・協力
する診療医療体制。

「新臨時接種」

予防接種法第 6 条第 3 項に基づく臨時予防接種。インフルエンザ（H1N1）2009 のような、臨時の
予防接種が実施されうる状況ではあるが、疾病に罹患した場合の病状の程度が重篤でないと認め
られる場合に、公権力による勧奨は行わないものの、対象者に接種の努力義務をかけずに予防接種を
行う仕組み。

「スペインインフルエンザ」

1918 年から 1919 年にかけて流行した A/H1N1 亜型のウイルスを病原体とする新型インフルエンザ。
全世界で人口の 25～30%が発症し、4,000 万人が死亡したと推計されている。

スペインインフルエンザでは、3 回の流行の波があり、今後、発生が予想される新型インフルエ
ンザも同様に流行の波があると考えられている。

用語解説 せ〜に

「咳エチケット」

感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。

新型インフルエンザ対策では、個人予防と共に、感染拡大の阻止のために重要である。

* 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離れる。

* 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

* 咳をしている人はマスクをする、またはマスクの着用を促す。

マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。（一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要。）

* マスクの装着は説明書をよく読んで、なるべく顔に密着するように正しく着用する。

「WHO」

世界保健機関。World Health Organization の略で、健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的とされた国際連合（国連）の専門機関。1948年に設立され、本部はジュネーブにある。

「特定接種」

特措法第28条の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種。

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

「入院協力医療機関」

感染拡大時、パンデミック時に発熱外来及び重症の入院患者を受け入れることに同意のあった、公的医療機関等を中心にした次の医療機関。

県内の第一種感染症指定医療機関1か所、第二種感染症指定医療機関4か所

医療法に定める公的医療機関（自治体病院、日赤、済生会病院等）

（独）国立病院機構、（独）国立大学法人、（独）労働者健康福祉機構における医療機関

その他の医療機関

用語解説 は～わ

「パンデミック」

感染症の世界的大流行。

ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

「パンデミックワクチン」

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト-ヒト感染を生じたウイルスまたはこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

「飛沫感染」

患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれる病原微生物を、周囲の人が吸い込み感染すること。この場合、空気感染と異なり、しぶきの届く範囲に限られ、病原微生物が長時間空気中に漂うことはない。

代表的なものにはインフルエンザ、SARS などの呼吸器感染症がある。

「プレパンデミックワクチン」

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

「ワクチン」

疾病の原因となるウイルスや細菌そのもの、もしくはその構成成分や産生する毒素を、弱毒化又は無毒化した製剤のこと。体に接種することで起こる、生体防御反応（免疫応答）を利用し、感染症を予防するために用いる。

-参考-

佐賀県新型インフルエンザ等対策政府行動計画 平成 26 年 1 月 用語集より